

小型無人機に関する当面の取組方針

本年4月22日に、首相官邸屋上において小型無人機が発見された事案は、国家の中核で発生した事案であり、重要施設の防護という観点から、危機管理上重大な問題である。また、使用方法によっては、小型無人機は国民の安全やプライバシーに様々な影響を与えることが懸念されている。

このため、政府としては、重要施設、大規模集客施設等に対する警戒警備態勢の強化の要請や農薬散布作業等における小型無人機の適正な利用等の要請、小型無人機による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係る注意喚起等を行ってきたところであるが、首相官邸を始めとする重要施設の警備態勢を検証し、抜本的な強化策を確立するとともに、国民の安全を確保するため、小型無人機に関して必要なルールを早急に整備する必要がある。

これらの課題に対応するため、政府は4月24日に「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置し、その下の二つの分科会で重要施設の警備態勢の強化策及び運用ルール・法規制の在り方等について精力的に検討を進め、今般、小型無人機に関する当面の取組方針を以下の通りとりまとめた。

この中には、現在、与党において検討が進められている重要施設周辺での小型無人機の飛行禁止に関する議員立法との連携を図りつつ緊急に実施する措置の他に、健全な利活用に向けて国際的な動向の把握や関係者との意見調整等を行うなど一定の準備を要する措置が含まれる。

政府一丸となって、これらの措置を着実に実行に移すことで危機管理に万全を期すとともに、国民生活の安全・安心の確保を図る。また、ルール整備を通じて我が国の成長戦略にも資する形で小型無人機が健全に利活用されるように対応する。

なお、本対策における「小型無人機」とは、いわゆるドローン等の遠隔操作又は自動操縦による飛行が可能な機器であって構造上人が乗れないものとするが、関連する法整備の中で詳細な定義付けを行うこととしている。

1. 緊急に取組を開始する事項

(1) 警戒警備態勢の強化

首相官邸、国会議事堂等の重要施設（以下「重要施設」という。）における上空監視等を実施するとともに、施設管理者等への自主警備強化の要請を行うほか、侵入する無人機に対する対処方策の検討を進める。

(2) 製造者・輸入者・販売者への協力要請

現在、検討が進められている重要施設周辺での飛行禁止に関する議員立法に伴う飛行禁止区域等の情報の小型無人機の購入者に対する提供その他の小型無人機の適正利用のために必要な協力を行うよう、小型無人機の製造者・輸入者・販売者に5月中に要請する。

(3) 小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルール作り

小型無人機については、これまで航空法の規制の対象外であったが、機体の把握、安全性、操縦者の技能、運航方法等、小型無人機の安全な運航等のためのルールについて、技術的合理性を踏まえ、また将来的な技術開発、事業の発展も見据えつつ整備を進める。ルール作りの際には、関係者の意見を広く聴取する。

第一弾として、5月中にルール全体の骨子を取りまとめ、関係者に対して周知を図る。

第二弾として、国際的な小型無人機に関する規制整備の動向も踏まえつつ、関係者との調整を経た上で、速やかに必要な法案を提出する。

(4) 飛行禁止に関する議員立法との連携・協力

現在、検討が進められている国会議事堂等一定の重要施設周辺での飛行禁止に関する議員立法について、必要な連携・協力を図る。

(5) 使用実態及び諸外国の状況の調査

国内での小型無人機の使用実態について、さらに詳細を把握するための実態調査を進めるとともに、諸外国における規制等についても調査研究を行い、上記のルール作り等の取組に反映させる。

2. 実施まで一定の期間を要する事項

(1) 侵入探知機能の強化・対処能力の向上

重要施設において、必要に応じて探知機能の強化や脅威の判定の容易化に資する資機材の設置等を進めるとともに、侵入する無人機への対処能力の向上を図る。

(2) 特区制度を活用した実証実験等健全な利活用に向けた取組

特区制度を活用した新技術実証を速やかに行うための制度改正等を検討するとともに、高度な電波利用に関する環境整備、取得データの適正な利活用に向けた検討を行い、健全な利活用の実現、ひいては我が国の成長戦略に資する取組を進める。

3. 今後の進め方について

上記の各事項については速やかに実行に移すこととする。

5月下旬に次の連絡会議を開催し、それぞれの事項の進捗状況を取りまとめるとともに、必要な調整、見直しを行う。